

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

八尾市水道局より大切なお知らせ

指定第5回目の更新対象事業者のみなさま

指定番号 **633~775** までの事業者

更新の申請期間が、変更になります。

**申請期間(令和6年6月3日～令和6年9月29日)**

更新を希望される事業者さまは、

**期限に間に合うように申請手続き**をお願いします。

※期間内に更新申請されなければ、**失効** となります  
のでご注意ください。

●指定更新手数料 10,000 円

●今後の予定

※旧制度での指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期限と申請期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新の申請期間
平成 10 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日	① 令和 2 年 1 月 6 日～令和 2 年 9 月 29 日
平成 11 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日	② 令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 9 月 29 日
平成 15 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	③ 令和 3 年 10 月 1 日～令和 4 年 9 月 29 日
平成 19 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	④ 令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 29 日
平成 25 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日	⑤ 令和 6 年 6 月 3 日～令和 6 年 9 月 29 日

※期限を過ぎて失効となった事業者さまは、改めて新規指定の申請をお願い致します。

新規指定の手数料は更新と同額の 10,000 円です。

但し、新規指定の指定日は、申請日の翌月 15 日となりますので、ご注意ください。

【更新申請についてのお問い合わせ先・・・八尾市水道局施設整備課給水係 TEL:072-923-6308】